

弘前市子ども・子育て支援事業計画における発達障がい等の関わりについて

11月21日に開催された子ども・子育て会議において、発達障害等に対する子ども・子育て支援事業計画の関わり方に対する意見が出されたことにより、計画への発達障害等との関わり方について整理するもの。

1. 現状

① 国の基本指針による子ども子育て支援事業計画の掲載項目

- ・「必須記載事項」では教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容等を掲載することとなっている。
- ・「地域子ども子育て支援事業の参酌標準」では、地域子ども子育て支援事業の目標事業量を設定することとなっている。
- ・「任意記載事項項目」では、「障がい児施策の充実」等について各市町村の実情に応じた施策を進める事とされている。

資料 1

② 弘前市子ども子育て支援事業計画

- ・第3章の1から3において教育・保育と各種の地域子ども子育て支援事業について、量の見込みと提供体制の確保の内容を記載。
- ・第3章の7において、「子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携に関する事項」の中で、障がい児施策の充実等を記載しているが、障がい児保育事業の記載はない。

資料 2

③ 弘前市障がい者・障がい児施策推進計画（令和3年度～令和8年度）

- ・当市における障がい者施策の基本的な考え方や具体的推進方策及び達成すべき障害福祉サービス等の目標値を明らかにし、障がい児に関する各事業の見込み量を定めており、様々な施策・事業や保育所等における障がい児の受入れについて記載。

資料 3

④ 弘前市総合計画

- ・現在、後期基本計画を策定中であり、子育ての分野の計画事業の中に障がい児保育事業を掲載し、実績や事業の評価を実施している。

資料 4

⑤ 他市の状況

- ・発達障害について県内全市で掲載しており、方針のみの掲載や事業の内容を掲載しているものなど様々な状況である。

資料 5

2. 弘前市子ども子育て支援事業計画と発達障害との関わり方の見直しについて

現計画では、県が行う施策との連携の項目に方針を掲載している状況のため、発達障害等についての方針や関わり方が分かりにくいと、量の確保等を記載している1～3の次

に、新たに発達障害等に関する事項を設けることとしたい。

記載内容については、障がい児保育事業は「基本指針」で示している量の見込みや提供体制の確保の内容を記載する事業ではなく、任意記載事項のため他市でも方針や連携事業を記載している状況にあり、市の他の計画との関連性から、障がい児保育事業などについて、発達障害等に関する方針や連携事業などについて記載するよう改めることとしたい。

別表第一 市町村子ども・子育て支援事業計画必須記載事項

事項	内容
一 教育・保育提供区域の設定	教育・保育提供区域の設定の趣旨及び内容、各教育・保育提供区域の状況等を定めること。
二 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期	<p>一 各年度における教育・保育の量の見込み 別表第二の参酌標準を参考として、各年度における市町村全域及び各教育・保育提供区域について、認定区分ごと（法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子どもにあっては、年齢区分ごと。次号、次表第二号及び別表第五第二号において同じ。）の教育・保育の量の見込み（満三歳未満の子どもについては保育利用率を含む。）を定め、その算定に当たっての考え方を示すこと。</p> <p>二 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期 認定区分ごと及び特定教育・保育施設（特定教育・保育施設に該当しない幼稚園を含む）又は特定地域型保育事業の区分ごとの提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。</p>
三 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期	<p>一 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み 別表第三の参酌標準を参考として、各年度における市町村全域及び各教育・保育提供区域について、地域子ども・子育て支援事業の種類ごとの量の見込みを定め、その算定に当たっての考え方を示すこと。</p> <p>二 実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期 地域子ども・子育て支援事業の種類ごとの提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。</p>
四 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容	認定こども園の普及に係る基本的考え方等を定めるほか、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策、地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う

	者の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策を定めること。
五 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容	子育てのための施設等利用給付の実施に当たって、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法について検討を行うこと等を定めること。

別表第二 教育・保育の参酌標準

事項	内容
一 法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども	満三歳以上の小学校就学前子どもの数から法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子どもの数を除いた数を基本として、保護者の利用希望等を勘案して、計画期間内における必要利用定員総数を設定すること。
二 法第十九条第一項第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども	認定区分ごとに、現在の保育の利用状況（認可外保育施設の利用及び幼稚園の預かり保育の定期的な利用を含む。）を基本として、保護者の利用希望等を勘案するとともに、「子育て安心プラン」を踏まえ、計画期間内における必要利用定員総数を設定すること。

別表第三 地域子ども・子育て支援事業の参酌標準

事項	内容
一 利用者支援に関する事業	利用希望把握調査等により把握した、子ども・子育て支援に係る情報提供、相談支援等の利用希望に基づき、子ども又は子どもの保護者の身近な場所で必要な支援を受けられるよう、地域の実情、関係機関との連携の体制の確保等に配慮しつつ、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。
二 時間外保育事業	利用希望把握調査等により把握した、小学校就学前子どもの保育に係る希望利用時間帯を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。

三 放課後児童健全育成事業	<p>小学校就学前子どもに係る保育との連続性を重視しつつ、待機児童を解消する観点から、ニーズを幅広く想定し、前年度における五歳児のうち、法第十九条第一項第二号の認定を受けると見込まれる者や幼稚園における預かり保育の定期利用が見込まれる者等の数に基づき想定した利用希望又は利用希望把握調査により把握した放課後児童健全育成事業に係る利用希望を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。</p> <p>また、目標事業量の設定に当たっては、「新・放課後子ども総合プラン」においては、女性就業率が八十%程度となることを想定して、令和元年度から令和五年度末までに約三十万人分の整備を行うこととしており、地域における女性就業率の動向をも配慮すること。</p>
四 子育て短期支援事業	<p>利用希望把握調査等により把握した、保護者の疾病や仕事等のやむを得ない理由により家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった期間の実績、児童虐待に係る相談に応じた実績等に基づき、子育て援助活動支援事業等の他の事業による対応の可能性も勘案しながら、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。</p>
五 乳児家庭全戸訪問事業	<p>出生数等を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。</p>
六 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	<p>児童福祉法第六条の三第五項に規定する要支援児童及び特定妊婦並びに同条第八項に規定する要保護児童の数を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。</p>
七 地域子育て支援拠点事業	<p>利用希望把握調査等により把握した、地域子育て支援拠点事業の希望利用日数等に基づき、居宅より容易に移動することが可能な範囲で利用できるよう配慮しながら、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。</p>
八 一時預かり事業	<p>利用希望把握調査等により把握した、小学校就学前子</p>

	<p>子どもを一時的に第三者に預けた日数（幼稚園の預かり保育を利用した日数（幼稚園の預かり保育を定期的にご利用した場合を除く。）を含む。）の実績に、今後の利用希望を加えたものを勘案して、子育て援助活動支援事業等の他の事業による対応の可能性も勘案しながら、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。</p>
九 病児保育事業	<p>以下のいずれかの方法で設定すること。</p> <p>一 法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子どもの数を病児保育事業の利用可能性がある者と捉えた上で、利用希望把握調査等により把握した事業の利用実績及び利用希望を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。</p> <p>二 利用希望把握調査等により把握した事業の利用実績及び利用希望を勘案して、市町村が適切と考える区域ごとに整備されるよう、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。</p>
十 子育て援助活動支援事業	<p>利用希望把握調査等により把握した、子どもを一時的に第三者に預けた日数（幼稚園の預かり保育を定期的にご利用した場合を除く。）の実績に基づき、一時預かり事業等の他の事業による対応の可能性も勘案しながら、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。</p>
十一 妊婦に対して健康診査を実施する事業	<p>母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十三条第二項の規定による厚生労働大臣が定める望ましい基準及び各年度の同法第十五条に規定する妊娠の届出件数を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。</p>

別表第四 市町村子ども・子育て支援事業計画任意記載事項

事項	内容
----	----

一 市町村子ども・子育て支援事業計画の理念等	市町村子ども・子育て支援事業計画に係る法令の根拠、基本理念、目的等を記載すること。
二 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項	育児休業満了時（原則一歳到達時）からの特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できるような環境を整えることが重要であることに留意しつつ、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の計画的な整備等、各市町村の実情に応じた施策を定めること。
三 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項	児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障害児施策の充実等について、都道府県が行う施策との連携に関する事項及び各市町村の実情に応じた施策を定めること。
四 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項	仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び仕事と子育ての両立のための基盤整備について、各市町村の実情に応じた施策を定めること。
四の二 地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項	関係機関の連携会議の開催等及び関係機関の連携を推進する取組の促進について、各市町村の実情に応じた施策を定めること。
五 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の時期	市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の時期を定めること。
六 市町村子ども・子育て支援事業計画の期間	市町村子ども・子育て支援事業計画の期間（五年間）を定めること。
七 市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価	各年度における市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況を点検及び評価する方法等を定めること。

4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況等やその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れることができる施設であることから、今後、保護者が希望する施設の選択肢の一つとして利用ニーズが高まると考えられます。

本市においては、現在の教育・保育の利用状況及び利用希望に沿って教育・保育施設の適切な利用が可能となるように、既存施設の意向を尊重しながら、認定こども園への移行に必要となる支援に努めます。

(2) 幼稚園教諭・保育士・保育教諭等に対する研修の充実等による資質向上及び処遇改善への支援

一体的な教育・保育及び質の高い教育・保育を提供するため、幼稚園教諭・保育士・保育教諭等の合同研修の実施に向けて、関係機関との連携を図ります。

また、幼稚園教諭・保育士・保育教諭等の資質向上及び処遇改善を図るため、分野別研修（特別支援研修、保育実践、子育ての支援、アレルギー対応等）等のキャリアアップのための研修等を支援します。

(3) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要な時期であることから、子どもの成長段階に応じて、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を安定的に継続して提供することは、子どもの健やかな育ちにとって重要であると考えられます。

本市においては、子どもの最善の利益を第一に考え、現在の幼稚園や保育所等が提供している教育・保育の質を維持又はさらに向上させることや、成長段階に応じた切れ目のない子育て支援サービスの充実を図るための取組を推進します。

(4) 認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策

子どもの発達・成長は、段階に応じて様々な支援が必要になり、その支援は、妊娠・出産期から切れ目なく続くもので、質の高い支援を行うためには、幼児教育・保育施設等の教職員の連携が必要であるとともに、小学校の教職員とも相互理解を深め、連携し、情報を共有することが重要となります。

本市では、就学前児童の小学校教育への円滑な接続を図るために、それぞれの教育活動及びその果たす役割について理解するための「幼保小連携教育研修会」を開催しており、今後も就学前児童の小学校生活への円滑な接続を図るためにその取組を推進します。

5 子育てのための施設等利用給付※の円滑な実施の確保の内容に関する事項

子育てのための施設等利用給付の実施に当たっては、保護者へチラシの配布や市HPを通じた制度の周知を行うとともに、子ども・子育て支援施設に対する説明会を開催しており、制度や給付事務の流れについて関係者の理解を得たうえで、公正かつ適正な支給の確保及び保護者の経済的負担や利便性等を考慮した円滑な給付を行います。

※「子育てのための施設等利用給付」とは、令和元年10月から開始した「幼児教育・保育の無償化」により、無償化対象児童の認可外施設等の利用料について、設定する上限額の範囲内で給付を行うことです。

6 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項

育児休業満了時からの保育を希望する保護者へ、窓口や子育て世代包括支援センター、市HP等を通しての情報提供や相談支援を行うとともに、教育・保育施設利用定員弾力化基準を定め、産後の休業及び育児休業から社会復帰する場合は利用定員を超えて入所することを可能とし、受入れ提供体制確保に努めます。

7 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携に関する事項

(1) 児童虐待防止対策の充実

子育て世代包括支援センターや妊婦健康診査事業、乳児家庭全戸訪問事業等により妊娠期からの切れ目のない子育て支援施策を展開し、各事業を通じて児童虐待の発生予防及び早期発見・早期対応のための取組を推進するとともに、児童相談所等の関係機関との連携体制を構築し、迅速かつ適切な対応を図ります。

(2) 母子家庭並びに父子家庭の自立支援の推進

子育て短期支援事業の実施や、特定教育・保育施設の利用に際する配慮等の支援を行うほか、青森県子どもの貧困対策推進計画に定められている教育の支援・生活の支援・就業支援・経済的支援を4本柱として総合的な自立支援を推進します。

(3) 障がい児施策の充実等

妊婦及び乳幼児に対する健康診査を実施し疾病・障がいの早期発見を図り、特別な支援を必要とする子どもの健全な成長・発達を支援する観点から、自立支援医療(育成医療)の給付や、児童発達支援センター等による専門的支援の強化、保育所等訪問支援、就学支援等、保健・医療・福祉・教育各種施策の円滑な連携により支援の充実を推進します。

特定教育・保育施設や放課後児童健全育成事業においては、発達障がいを含む障がいのある子どもたちの受入れを推進するとともに、子どもの可能性を伸ばし社会的自立に必要な力を培うため、保育士等の資質や専門性の向上を図り、希望に応じた適切な支援を行います。



第4章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画では、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその時期などを定めました。計画の推進に当たっては、教育・保育事業に対する市民のニーズに応じていくため、必要なサービスの量の確保・拡大と多様化も含む質の向上の実現を目指していきます。

このため、市民、教育・保育施設などの子育て支援事業者、行政などそれぞれが適切に役割を果たしていくとともに、相互に連携し、多くの方の意見を取り入れながら取り組んでいきます。

2 進捗状況の進行管理

本計画を実効性のあるものとして推進するためには、計画に基づく施策の進捗状況とともに、計画全体の成果を検証することが重要です。

このため、「弘前市子ども・子育て会議」において、その進捗状況を点検・評価していきます。

また、点検・評価の結果については、市ホームページなどを活用して公表し、周知を図ります。



第4 地域共生社会の実現に向けた取り組み

- ・ 地域住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや地域の実情に応じた柔軟なサービスの確保への取り組み、さらに専門的な支援を必要とする人に対して、関連する分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築を進めます。

①地域自立支援協議会の充実

関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う、弘前市地域自立支援協議会の活動を充実させます。

第5 障がい児の健やかな成長のための発達支援

- ・ 障がい児及びその家族に対し、発達が気になる段階から身近な地域で支援できるように、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、県の適切な支援等を通じ、障がい児支援の均てん化が図れるような地域支援体制の整備を進めます。

また、障がい児のライフステージに合わせて、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援の提供体制の構築を図ります。

①子どもと保護者の支援体制の整備

共働き家庭の増加による保育や必要な教育を受けさせるために、保育所や認定こども園、放課後児童クラブ等を利用する児童が増加している中で、障がいのある子ども（気になる段階を含む）の利用も増えています。

このため、保育所等の一般的な子育て支援施策において障がい児の受入れを進めるために、障がい児支援施設・事業所が持っている専門的な知識・経験を提供できる体制づくりや子どもの「育ち」や「暮らし」を安定させるための家族支援を行います。

また、気になる段階の子どもや保護者を具体的な支援につなげるために平成25年度から取り組んできた5歳児発達健康診査から、より早期に発見できる発達の遅れもあることがわかり、平成30年度には法定の健康診査である3歳児健康診査に発達アセスメントを導入し、さらなる保育、母子保健、療育機関等と連携した相談支援体制の充実を図ります。

特に、5歳児発達健康診査後の支援体制で整えた保健・教育・福祉・子育て・大学等の関係機関で構成する連携会議を拡大し、発達に関する支援機関の連携強化に取り組みます。

②地域自立支援協議会こども専門部会の充実

障がいのある子ども(気になる段階を含む)が安心して育つことのできる地域づくりをめざし、家族とともに充実した地域生活を送るため、幼児期から青年期へと切れ目のない支援を適切に行う体制の確立を目指し、平成27年3月にこども専門部会を設置しました。

毎年課題を設定し、課題に沿った人員によるワーキングチームにおいて地域の課題、ニーズ等の調査・研究を行い、課題解決や事業の実現に向けた方策を検討します。

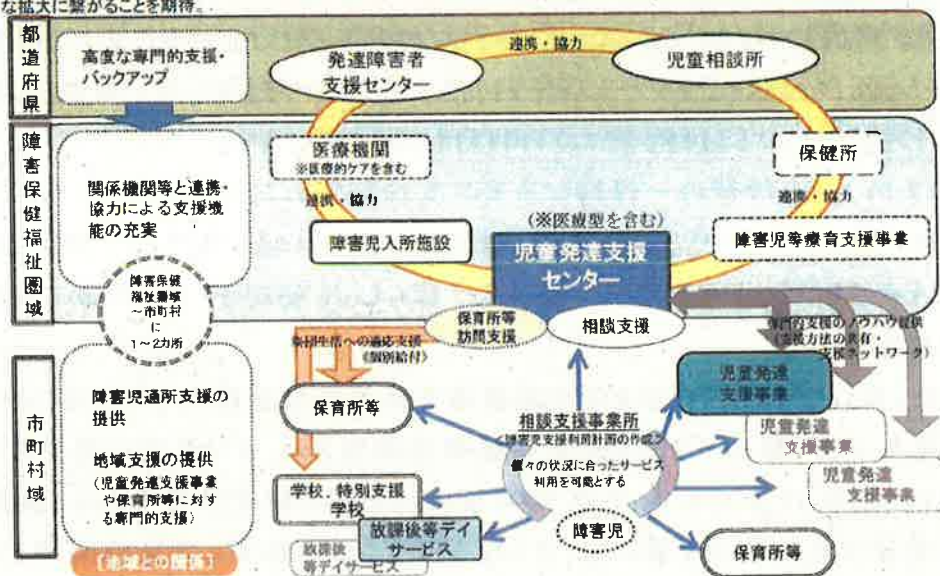
③児童発達支援センターを中核とした地域支援体制の整備

3つの児童発達支援センターを、それぞれ市における障がい児の中核的支援施設として位置付け、障がい児及びその家族に対する療育相談などを通じて、発達の気になる段階からのフォローとその後の支援までを一体的に行う体制づくりや、障がいの重度化・重複化や多様化に対応した専門的機能を強化します。

また、障害児通所支援事業所への支援方法の技術的指導を行い、重層的な障がい児支援の体制を整備します。

(図) 地域における児童発達支援センターを中核とした支援体制のイメージ

児童発達支援センターが専門的支援のノウハウを広く提供することにより、身近な地域で障害児を預かる施設の質の担保と量的な拡大に繋がることを期待。



資料:厚生労働省

④児童福祉法の改正に伴う医療的ケア児への支援

医療的ケア児については、その心身の状況に応じた保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関連分野の支援を受けることができるよう、保健所、病院・診療所、訪問看護ステーション、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害児相談支援事業所、保育所、学校等の関係者が連携を図るための協議の場を設けること等により、各関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制を構築するよう努めます。

第6 障害福祉人材の確保

- ・ 障害者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要がある。そのためには、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等、関係者が協力して取り組んでいくことが重要です。

①障害福祉サービス関係研修の実施（県事業）

専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等、県等と協力して取り組みます。

②強度行動障害や高次脳機能障害を有する障がい者に対する支援体制の充実

強度行動障害や高次脳機能障害を有する障がい者に対して、障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図るため、県主催の研修会等の参加促進を図り、必要があれば市において研修会の実施を検討します。

弘前市障がい者計画 施策・事業シート 第1節 保健・医療の充実

※1 継続…2022年度末まで、現在の施策の現状等が継続されると見込まれる施策。

※2 充実…2022年度末までに組織・機能の充実及び事業内容の見直し等に伴い、2019年度の施策の現状等より内容の向上が見込まれる施策。

※3 強化…2022年度末での見込みの数値等が施策の強化により2019年度の施策の現況等の実績より増加の計画目標とする施策。

第1 障がいの予防

■主な施策・事業

施策・事業名	施策の目標等		主管課	
	基準値 (2019年度)	目標値 2022年度		
① 市民の健康づくり意識の高揚	○ 「市民の健康まつり」	年1回開催	継続	健康増進課
② 生活習慣の見直し支援	○ 国民健康保険特定健康診査	受診率34.5%	充実	国保年金課
	○ 国民健康保険特定保健指導	実施率48.4%		
	○ 糖尿病性腎症重症化予防事業	受診勧奨率79.9%		
	○ 20・30代健診	606件	充実	健康増進課
	○ 30歳節目歯科健康診査	215件		
	○ 岩木健康増進プロジェクト推進事業	1,065件		
○ いきいき健診事業	957件			
③ がん対策の強化	○ 健康診査事業	胃がん検診 18.0% 肺がん検診 5.3% 大腸がん検診 11.9% 子宮がん検診 24.0% 乳がん検診 21.8%	充実	健康増進課
	○ がん検診受診率向上強化対策事業	98,096件		
	○ 胃がんリスク検診事業	393件		
	○ 中学生ピロリ菌検査事業	1,156件		
	○ 大腸がん検診推進事業			
	○ 高齢者介護予防運動教室事業	23か所 延べ参加者 42,096人		
○ 高齢者ふれあい居場所づくり事業	38か所			
○ 弘前自立支援介護推進事業 (認知症あんしん生活実践塾)	教室6回開催 延べ参加者40人			
○ 在宅患者訪問歯科診療事業費補助金	1件			

第2 早期発見、療育体制の充実

■主な施策・事業

施策・事業名	施策の目標等		主管課	
	基準値 (2019年度)	目標値 2022年度		
① 子どもの成長・発達に応じた切れ目のない支援	○ のびのび子育て支援事業		充実	健康増進課 こども家庭課
	○ 訪問・相談支援			
	○ 妊娠・出産・子育て支援事業			
	○ 子育て情報の提供			
	○ 妊婦委託健康診査			
	○ 乳児一般健康診査			
	○ 4か月児健康診査			
	○ 7か月児健康診査			
	○ 1歳6か月児健康診査			
	○ 3歳児健康診査			
	○ 5歳児発達健康診査・相談事業			
	○ 健やか育児支援事業			
	○ 次世代の健康づくり推進事業			
	○ 予防接種 指定医療機関(45機関)での個別接種			
○ 発達障がいに関する相談、支援体制の整備 (弘前市こどもの発達サポート事業)		継続	障がい福祉課	
○ 幼児ことばの教室	電話相談176件 通級198人	充実	教育センター	

第2 一元的な障害福祉サービスの実現

■主な施策・事業

施策・事業名	施策の目標等		主管課
	基準値 (2019年度)	目標値	
		2022年度	
① 障害福祉サービスの提供体制の充実	【訪問系サービス】		
	・ 居宅介護	378人、4,451時間	368人、4,188時間
	・ 重度訪問介護	9人、932時間	12人、1,181時間
	・ 行動援護	6人、65時間	10人、111時間
	・ 重度障害者包括支援	0人、0時間	0人、0時間
	・ 同行援護	35人、251時間	40人、322時間
		428人 5,699時間	430人 5,802時間
	【日中活動系サービス】		
	・ 生活介護	524人、10,121日	562人、10,649日
	・ 自立訓練(宿泊型)	16人、470日	16人、470日
・ 自立訓練(機能訓練)	0人、0日	3人、27日	
・ 自立訓練(生活訓練)	22人、305日	26人、395日	
・ 就労移行支援	31人、555日	44人、748日	
・ 就労定着支援	0人	22人	
・ 就労継続支援(A型)	210人、4,170日	286人、5,505日	
・ 就労継続支援(B型)	370人、6,529日	438人、7,481日	
・ 療養介護	18人、558日	21人、651日	
・ 短期入所(福祉型)	40人、503日	71人、844日	
・ 短期入所(医療型)	0人、0日	2人、12日	
【居住系サービス】			
・ 共同生活援助(グループホーム)	221人	321人	
・ 施設入所支援	262人	258人	
・ 自立生活援助	0人	17人	
【相談支援】			
・ 計画相談支援	244人	282人	
・ 障害児相談支援	67人	92人	
・ 地域相談支援(地域移行支援)	2人	12人	
・ 地域相談支援(地域定着支援)	19人	32人	
【障がい児支援】			
・ 児童発達支援	83人、1,174日	105人、1,433日	
・ 医療型児童発達支援	0人、0日	2人、6日	
・ 放課後等デイサービス	288人、4,248日	355人、5,125日	
・ 保育所等訪問支援	3人、4日	7人、9日	
・ 居宅訪問型児童発達支援	0人、0日	2人、20日	

弘前市障がい者計画 施策・事業シート 第3節 教育の充実

※1 継続…2022年度末まで、現在の施策の現状等が継続されると見込まれる施策。

※2 充実…2022年度末までに組織・機能の充実及び事業内容の見直し等に伴い、2019年度の施策の現状等より内容の向上が見込まれる施策。

※3 強化…2022年度末での見込みの数値等が施策の強化により2019年度の施策の現況等の実績より増加の計画目標とする施策。

第1 特別支援教育の充実

■主な施策・事業

施策・事業名	施策の目標等		主管課
	基準値 (2019年度)	目標値	
		2022年度	
① 教職員の資質向上	・ 特別支援教育及び教育支援委員会委員・専門員研修会の実施	継続	教育センター
② 就学前の特別支援教育及び障がい児保育の充実	○ 幼児ことばの教室における幼児のことばの遅れ等に対する相談・指導 延べ 2,818件	継続	教育センター
	○ 各保育所における障がい児の受け入れ 実施保育所 13か所 対象児童数 26人	継続	こども家庭課
③ 就学支援事業の充実	・ 就学相談の実施 239件 ・ 教育支援委員会による審議 年13回	継続	教育センター
④ 小・中学校の特別支援教育の推進	・ 特別支援教育コーディネーター指名 ・ 校内支援委員会の設置 全校	継続	教育センター
⑤ 交流及び共同学習の推進	・ 障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちがふれ合い、共に活動する機会を積極的に設ける。 小学校30校、中学校15校		教育センター
⑥ 学校施設等の設備	・ 車いす対応トイレ等整備 4校 ・ 洋式トイレ設置 6校 ・ 階段手すり設置 1校 ・ エレベータ整備 必要に応じて設置	・ 車いす対応トイレ、スロープ、階段手すり等を改築時に整備する。 ・ 既存教育施設については、必要に応じて整備する。	学校整備課
⑦ 障がい児の健全育成事業	・ 各児童館・児童センター及び放課後児童健全育成事業における障がい児の受け入れ 実施施設・人数 児童館 14か所 80人 放課後児童健全育成事業 11か所 17人	継続 ・ 必要に応じて、指導員の加配等受け入れ体制を整備する。	こども家庭課
⑧ 通学支援の充実	・ 特別支援学校への通学支援に加え、地域の特別支援学級等に通うための支援について検討する。		障がい福祉課

(3) 居住系サービス(1か月あたり)

サービス名	令和元年度 (基準値)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	0人	0人	12人	17人	22人
共同生活援助	221人	246人	279人	321人	358人
施設入所支援	262人	260人	259人	258人	257人

(4) 相談支援(1か月あたり)

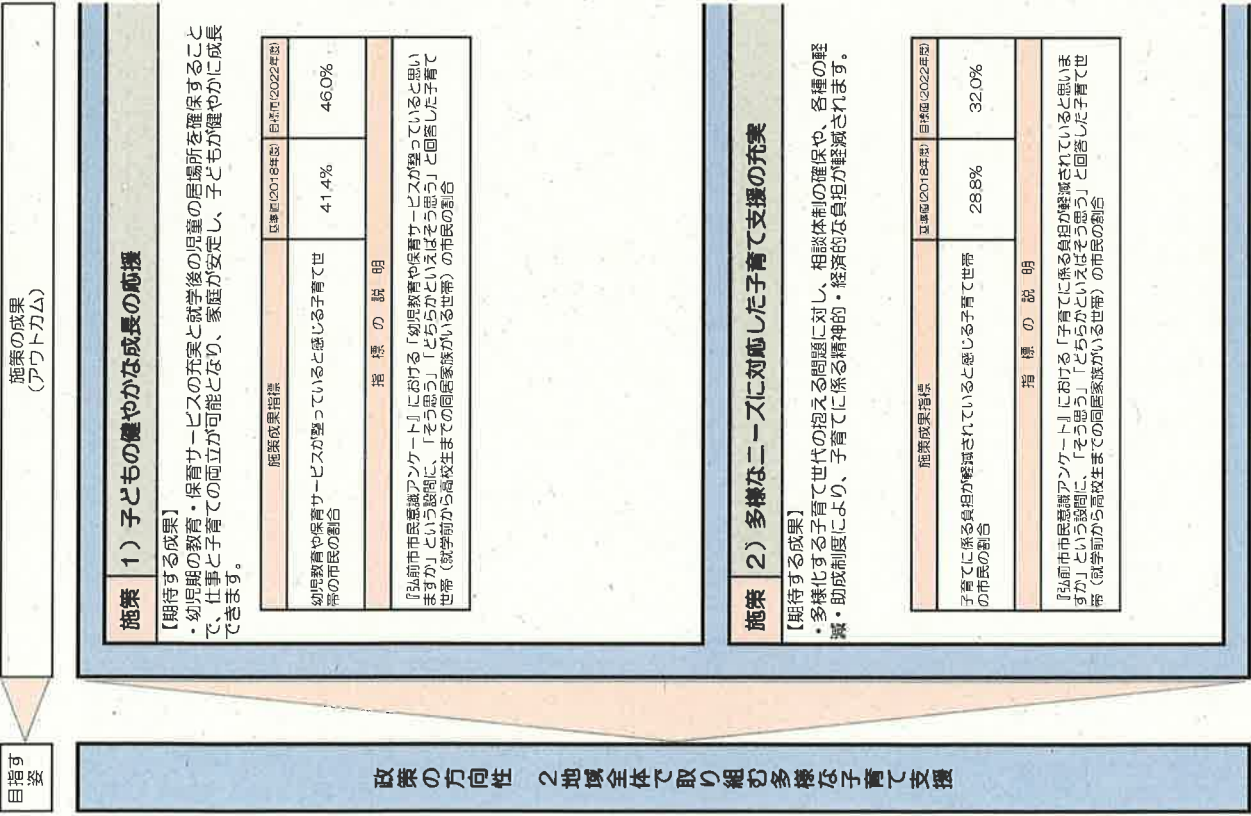
サービス名	令和元年度 (基準値)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	244人	192人	267人	282人	337人
地域移行支援	2人	3人	12人	12人	12人
地域定着支援	19人	22人	27人	32人	37人

(6) 障害児通所支援等

(上段:利用者数、下段:延べ利用日数(1か月あたり))

サービス名	令和元年度 (基準値)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	83人	89人	98人	105人	114人
	1,174日	1,209日	1,335日	1,433日	1,559日
医療型 児童発達支援	0人	1人	1人	2人	3人
	0日	3日	3日	6日	9日
放課後等 デイサービス	288人	311人	332人	355人	377人
	4,248日	4,509日	4,803日	5,125日	5,433日
保育所等 訪問支援	3人	4人	6人	7人	9人
	4日	6日	8日	9日	11日
居宅訪問型 児童発達支援	0人	0人	2人	2人	2人
	0日	0日	20日	20日	20日
障害児相談支援	67人	70人	85人	92人	105人

【③政策の方向性の目指す姿までに至る施策と成果の図式（ロジックモデル）】



【取組内容】

- ・妊娠前から切れ目のない支援体制を整え、子育て環境の質の向上を図ります。
- ・質の高い幼児教育と保育の一体的な提供を進めるとともに、保護者ニーズに対応した各種保育サービスの充実を図ります。
- ・就学後の児童の居場所を確保するとともに、放課後子ども教室などの連携による活動の充実を図ります。
- ・仕事と子育ての両立支援を推進する観点から、地域全体で子育てを応援する環境の醸成を図ります。
- ・保育士不足や特別な支援を要する児童の増加など多様化する保育需要への対応し、保育・幼児教育の質の向上を図るため、保育士等のキャリアアップ等につなげるための取組を支援します。
- ・感染症流行期等に待機が生じている病児保育について、円滑に事業が実施できるように、施設での連携を図ります。

- 【計画事業】
- ①子育て世代包括支援センター事業（再掲）
 - ②保育所運営費
 - ③認定こども園等給付費
 - ④特別保育事業（一時預かり、延長保育）
 - ⑤障がい児保育事業
 - ⑥病児病後児保育事業
 - ⑦子育て短期支援事業（トワイライトステイ、ショートステイ）
 - ⑧私立幼稚園教材費補助事業（再掲）
 - ⑨障がい児幼児教育補助事業（再掲）
 - ⑩保育士等キャリアアップ研修事業
 - ⑪放課後児童健全育成事業
 - ⑫児童館延長利用事業
 - ⑬弘前市人口減少対策に係る企業認定制度（子育て応援企業）

【取組内容】

- ・子育て中の家庭が安心して子育てに取り組むことができるよう、保育料や医療費にかかる負担を軽減することともに、経済的負担の大きい多子家庭には、学校給食費についても支援します。
- ・子育てに係る不安の軽減を図るため、駅前こども広場や地産子育て支援センターなどで保護者同士のコミュニケーションを図ります。
- ・家庭の問題等が子どもの不利益につながるような相談支援を行います。
- ・子育て世帯が孤立しないよう、地域における子どもの見守り体制を強化します。
- ・若い世代に広く子育て施策を知ってもらうため、利用しやすい情報提供体制を整え、積極的に子育て支援情報を発信します。

- 【計画事業】
- ①保育料の軽減
 - ②子ども医療費給付事業
 - ③小児インフルエンザ・おたふくかぜ予防接種費用助成事業
 - ④多子家庭学校給食費支援事業
 - ⑤母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業
 - ⑥駅前こども広場運営事業
 - ⑦地域子育て支援センター事業
 - ⑧家庭児童相談事業
 - ⑨ひろさき子育てPR事業
 - ⑩子育て支援訪問事業（緊急育児家事援助事業）
 - ⑪支援対象児童等見守り強化事業
 - ⑫地域共生社会実現サポート事業（再掲）

3 質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策

本市では、青森市子どもの権利条例（平成24年制定）に基づく子どもの権利を保障するに当たり、子どもの成長と発達に配慮した支援が行われることを基本理念の一つとしています。

子どもの成長と発達に配慮した支援を行うには、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供していくことが重要であり、幼稚園教諭、保育士等子どもの育ちを支援する者の専門性の向上を図ることが必要です。

そのために、幼稚園教諭、保育士等の研修の充実や施設や事業者に対し適切な指導等を実施していきます。

4 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策

地域全体で子育て支援に取り組むため、あおもり親子はぐくみプラザ及び各地区の地域子育て支援センターにおいて、教育・保育施設及び地域型保育事業者相互の連携を図ります。

また、幼児期の教育・保育から小学校教育への指導の流れが一貫したものになるよう、関係機関と協力しながら、認定こども園、幼稚園、保育所（園）と小学校の連携を図ります。

5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

幼児教育・保育の無償化が令和元年10月から実施されたことに伴い、子育てのための施設等利用給付制度が創設され、子ども・子育て支援法の規定に基づき市町村の確認を受けた認可外保育施設等を利用した場合に給付を受けることができるようになりました。

本市では、子育てのための施設等利用給付制度の円滑な実施に向けて、保護者への情報提供をはじめ、施設・事業者への周知に努めるとともに、給付対象となる施設・事業についても、施設の指導監査及び立入調査を実施し、保育の質の確保に努めます。

黒石市

② 今後の取り組み

現在の体制を維持しつつ、育児と修業の両立が円滑にできるよう支援を継続します。

(4) 障害児保育事業

① 事業概要と現状

集団で生活が可能な小学校修了前までの障害児童を、未就学児は認定こども園において、小学生は放課後児童クラブ（本市では「りんごクラブ」と称しています。）で健常児とともに受け入れることによって健全な社会性の成長発達を促進するため、施設で専任の支援員を加配した場合に、人件費を補助する事業です。

現在、放課後児童クラブ2施設で実施していますが、人材の確保が困難な状況です。

② 今後の取り組み

障害児童の把握と施設との連携を強化し、障害児童を受け入れやすい環境整備に努めます。

また、医療的ケア児についても対象となるよう補助の拡大を図ります。

(5) 障害児福祉手当給付事業

① 事業概要と現状

重度の障害のため日常生活において常時介護を必要とする児童に対して支給しています。

② 今後の取り組み

現在の体制を維持しつつ、適正な給付を継続します。

基本目標3 心身の健やかな成長に資する教育・生活環境づくり**具体的施策(1) 学校・家庭・地域の教育力の向上**

子どもの確かな学力と豊かな育ちを支援するため、学校・家庭・地域が連携及び協力し、地域全体の教育力を高めます。

具体的施策(2) 放課後児童の居場所づくり

子どもが放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験や活動を行うことができるよう、放課後等の子どもの居場所づくりを推進します。

具体的施策(3) 生きる力を育てる機会の充実

子どもが主体的に「生きる力」を育むことができるよう、社会での体験や活動の機会の充実を図ります。

基本目標4 支援が必要な子ども・家庭へのきめ細かな取組の推進**具体的施策(1) 児童虐待防止対策の充実**

児童虐待の予防及び早期発見・早期対応を行うため、関係機関との連携を図り体制を整備し、子どもの保護・支援・虐待再発防止策の充実を図ります。

具体的施策(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭等が自立して生活することができるよう、ひとり親家庭等のそれぞれの状況を把握し、生活や就業等の支援を行います。

具体的施策(3) 障がい児施策の充実

障がいのある子どもや、様々な支援を必要とする家庭が安心して生活することができるよう、子どもの成長発達や教育ニーズに応じた支援施策の充実を図ります。

具体的施策(4) 子どもの貧困対策の推進

子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないように、関係部署・機関等が連携して、子どもの貧困対策を推進します。

具体的施策(3) 障がい児施策の充実

障がいのある子どもや、様々な支援を必要とする家庭が安心して生活することができるよう、子どもの成長発達や教育ニーズに応じた支援施策の充実を図ります。

No.	事業・取組名	事業・取組の内容	担当課
44	障がい児及びその家庭への適切な支援	関係機関との連携を図り、発達に応じた支援サービスや手当支給を行う。 ①障害児通所支援給付費 ②障害児支援利用計画作成費 ③高額障害児通所給付費 ④軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金 ⑤障害児福祉手当 ⑥重度障害児日常生活用具給付費 ⑦小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付費 ⑧身体障害児補装具費	障がい福祉課
45	軽・中程度障がい児保育事業	軽・中程度の障がい児を対象に、保育施設で集団保育を行い、子どもの成長発達が図られるよう支援する。	こども未来課
46	特別支援教育アシスト事業	特別な教育的支援を必要とする児童生徒が在籍する学校に特別支援アシスタントを配置し、個々の教育的ニーズに応じた支援を行う。	こども支援センター

具体的施策(4) 子どもの貧困対策の推進

子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないように、関係部署・機関等が連携して子どもの貧困対策を推進します。

①教育の支援

No.	事業・取組名	事業・取組の内容	担当課
47	八戸市生活困窮者等学習支援事業「レディスタ」	経済的な理由等から学習環境が整わない中学生・高校生(概ね18歳迄で学習意欲のある者)を対象に、拠点型(常設)の学習支援を中心とし、アウトリーチ・通信添削を含めた幅広い支援を行う。さらに、学習会場へ通うことが困難な地域に対して、夏休み等の長期休みを利用した体験教室を開催する。また、社会性の育成、日常生活習慣の形成といった居場所作りも提供する。	生活福祉課
48	就学援助	経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、就学に必要な援助費を支給する。	学校教育課
49	学校における相談体制の充実(八戸市スクールソーシャルワーカー活用事業)【再掲】	いじめや不登校等、児童生徒が抱える問題について、児童生徒が置かれた様々な環境に働きかけ、その状況の改善を図ることを目的として、学校や家庭と関係機関等とのネットワークの構築や児童生徒への支援を行うため、スクールソーシャルワーカーを配置・派遣し、教育相談体制を整備する。	教育指導課

2) 子どもの個性と集団性を共に育てる幼児教育実践研究の推進

子どもの個性が育ち合うためには、どのように集団形成を行い小学校教育に接続するのが望ましいかについて、日々の教育実践研究を通じて明らかにし、幼児教育の内容や方法に関するモデルを実証的に示すことが、公立幼稚園の重要な役割の一つです。そのためには、地域の実態も考慮しながら一定の規模を維持することが求められます。こうした教育的役割を果たすことが著しく困難になった園については、出雲市立幼稚園の閉園に関する方針（平成24年出雲市教育委員会策定）により、「学級数1以下の状態が2年続く」場合は、地元の了解を得ながら、閉園を検討します。

3) 認定こども園化に向けた取組

園児数が減少している市立幼稚園のうち、今後もさらなる減少が懸念される園については、幼児教育の質を維持しながら地域の子育て支援ニーズを満たすという観点から認定こども園化（認可保育所を運営する社会福祉法人等への譲渡など）を検討し、子ども・子育て環境の充実を図ります。

<具体的取組>

- ①「出雲市の幼稚園のあり方検討に係る考え方について」をふまえた検討・計画実施【保】

2. 発達の支援が必要な子どもの育ちを支える

現状課題	<p>○発達の支援が必要と思われる子どもが増加している。その発達上の支援の必要性に気づき、個にあった支援やコーディネート、保護者を含めた相談支援体制が十分に整備されていない現状にある。</p> <p>○早期から子どもの成長と発達を支えるため、集団生活の場における支えの充実と、個別（的）対応ができる体制の整備が必要である。</p> <p>○身近な地域で親子を支え、気軽に相談できる場が必要である。</p> <p>○相談と支援をつなぎ、支援を総合的にコーディネートしていく体制が必要である。</p>
めざす姿	<p>○障がいの有無に関わらず、子どもが健やかに成長し、安心して暮らせる地域の環境が整っている。</p> <p>○子どもの成長の段階に応じて一貫した支援が、身近な地域で提供できる体制が整っている。</p>

【対応】

(1) 乳幼児期の支援の充実

1) 保育所・幼稚園・認定こども園に通う前の在宅時期の子どもの育ちを支える

早期から子どもの成長と発達を支えるため、健診の精度向上に取り組むとともに、子どもや保護者のニーズに応じた支援の充実を図ります。

発達の経過を確認しあいながら親子を支えることができる場の充実を図るとともに、保護者等を対象に子どもの成長や発達等の理解を促す取組、子育て支援や育児の観点からの啓発活動の充実を図ります。

就園、入所の際は、集団生活の中でそれぞれの子どもにあった支援をしていくため、関係機関との連携・情報共有を図ります。

2) 集団生活の場における子どもの育ちを支える

障がいの有無に関わらず、集団生活の中で子ども同士が育ちあえるよう、保育所・幼稚園・認定こども園の支援体制の充実を図るとともに、教職員や保育者の資質向上等を図るための研修の機会を充実させます。

集団生活のしにくさがある子どもの育ちやその保護者を支えるため、保護者記入式シートによる年中児発達相談事業を実施するとともに、心理相談員等による園・所等への巡回相談の実施、幼児通級指導教室の充実など、気になる段階から支える仕組みづくりに取り組みます。

発達の支援が必要な子どもの就園・入所に対応するため、加配職員の確保など、受け入れ体制の充実を図ります。

<具体的取組>

- ①健診後のフォローアップの充実【健】
- ②発達クリニックの継続【子】
- ③健診スタッフ研修の継続【健】
- ④発達支援教室の継続【健】
- ⑤心身障がい児地域療育事業（ミニ療育事業）の継続【福】
- ⑥発達に関するパンフレット作成【子】
- ⑦保育所・幼稚園等巡回訪問の充実【子】【保】
- ⑧年中児発達相談事業の充実【子】
- ⑨保育者支援研修、幼稚園教職員等研修の充実【子】【保】
- ⑩インクルーシブ教育推進園の指定【保】
- ⑪障がい児保育対策事業（障がい児保育・発達促進児保育）の継続【保】
- ⑫幼児通級指導教室の充実【保】

(2) 特別な支援が必要な子どもへの対応

障がい等のある特別な支援が必要な子どもを、保育所・幼稚園・認定こども園で受け入れ、それぞれの子どもの発達に応じた支援を行いながら、インクルーシブ教育*の考え方のもと、集団生活の中における保育・教育を提供し、障がいの有無に関わらず全ての子どもが共に成長することを目指します。

※インクルーシブ教育：障がいの有無によらず、だれもが地域の幼稚園・学校の集団の中で共に学ぶ仕組み

<具体的取組>

- ①私立認可保育所：障がい児保育対策事業費補助事業の継続【保】
- ②市立幼稚園：特別支援補助教諭・幼稚園ヘルパー配置の継続【保】

(3) 就学移行・就学後の支援の充実

子どもや保護者の気持ちを十分に尊重し、円滑に就学移行を進めるため、保育所・幼稚園・認定こども園等の関係機関との連携を図りながら、早期から、就学に向けた就学相談を行います。

子どもにあった適切な支援を就学後につなげていくため、保育所・幼稚園・認定こども園等からの支援計画等に基づき、小・中学校での校内支援体制づくりに取り組みます。

小・中学校における、特別支援教育のスタッフの配置や巡回相談の実施及び教職員研修の一層の充実により、校内の支援体制の充実を図ります。また、一人ひとりの教育的二-

ズに応じた通級による指導・支援を実施するとともに、特別な支援が必要な児童生徒とその保護者に対する就学相談を引き続き実施します。

児童クラブに入会した支援が必要な児童等への対応のために、クラブと小学校、保育所・幼稚園等の情報連携を図ります。そのほか、特別な支援が必要な児童の対応について巡回相談員による支援を行います。

<具体的取組>

- ①就学相談の継続、就学相談説明会の開催【児】
- ②子ども支援ファイルの作成・活用【児】【保】【子】
- ③スクールヘルパー事業の継続【児】
- ④巡回相談「わくわく相談会」の継続【児】
- ⑤小・中学校における通級による指導の継続【児】
- ⑥教職員等に向けた特別支援教育講座の実施【児】
- ⑦「出雲市年中児 そだちの応援シート」による保幼小の情報共有【児】【子】【保】
- ⑧児童クラブ巡回相談の実施【子】

(4)障がい児の福祉サービス等の充実

障がいの状態や発達の段階に応じて一人ひとりの可能性を最大限に伸ばすため、第5期出雲市障がい福祉計画・第1期出雲市障がい児福祉計画に基づく障がい福祉サービス等の支援を推進します。

相談支援体制の充実を図るとともに、療育や余暇活動等本人のニーズにあった各種の障がい福祉サービスが適切に利用できるよう関係機関との連携を図ります。

出雲市障がい者施策推進協議会等により事業の検討・推進を図ります。

<具体的取組>

- ①障がい福祉サービスの充実【福】
- ②相談支援専門員の質の向上【福】
- ③支援者向け研修の実施【福】
- ④出雲市障がい者施策推進協議会等による事業の検討・推進【福】

(5)発達相談支援体制の充実

保護者、保育所・幼稚園・認定こども園、関係機関等からの相談に対応できるよう窓口の明確化を図り、専門的な職員を配置します。

子どもの発達についての相談、子育て相談などの保護者の多様なニーズに対応できる相談の場を提供します。

早期から子どもや保護者の気持ちに寄り添いながら相談と支援をつなぎ、支援を総合的にコーディネートしていくための体制を検討します。

親子にとって身近な地域で安心して気軽に相談できる場を確保するとともに、幼児期における発達の支援や子育て支援の中核的拠点となる場（施設）の整備を検討します。

<具体的取組>

- ①就学前の相談窓口の継続設置【子】【保】
- ②心理相談員等による相談の継続【子】
- ③発達クリニックの継続【子】
- ④身近で気軽に相談できる場の検討【健】
- ⑤教育・発達支援センター（仮称）整備の検討【児】

(6) 発達支援が必要な子どもを育てる保護者（家族）への支援の充実

「育てにくさ」を感じる保護者の育児不安を軽減するため、子育てに関する講座を開催するなど、家族も含めた支援の充実を図ります。

保護者やその家族に対し相談機関や子育ての情報など、発達支援等に関する情報提供の充実を図ります。

<具体的取組>

- ①各園を通じたチラシ配布による巡回相談・発達クリニック等の情報提供【子】
- ②個別相談時に福祉サービス等の情報提供【福】
- ③発達特性やその対応に関する講座の実施【子】

(7) 発達相談支援を担う人材の確保・育成

多様なニーズに対応できる相談支援体制を構築するため、臨床心理士、保健師等の専門的人材の確保に努めます。

子どもやその保護者の個々の状況に適した支援を行うため、発達障がい等に関する研修を実施するなど、スタッフの資質向上を図るとともに、計画的な人材養成を図ります。

<具体的取組>

- ①支援者の適正な人材育成と確保【子】【保】

(8) 地域啓発

発達障がい等に関する理解促進のため、広く一般に向けて発達に関する情報提供や啓発活動を実施します。

障がいの有無に関わらず、住み慣れた地域で子どもを育てる視点から、保護者のニーズに応じ、地域で支えあう子育て支援事業との連携を図ります。

<具体的取組>

- ①地域への普及啓発【福】
- ②地域の子育て支援事業との連携【健】

(9) 発達支援施策の推進体制の整備

保健、福祉、医療、教育等の関係機関との連携・協力体制を構築し、乳幼児期からの一貫した発達支援施策の推進を図ります。

庁内関係部署の横断的な推進体制により、庁内のネットワーク化を図ります。

<具体的取組>

- ①関係機関と連携した推進体制、庁内の推進体制の継続【子】